

第3回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年12月19日（木）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和元年12月19日（木）午前11時55分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席小委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
8 番 治徳 義明君 13 番 福木 京子君 15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席小委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 幹 黒田 未来君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、おはようございます。

それでは、第3回議員政治倫理条例策定特別委員会の小委員会を開会します。

昨日は皆様も本会議の最終日ということで大変お疲れと思いますけども、きょうまた小委員会ということでよろしくお願ひします。

本日の協議事項ということで条例案の検討、その他という事項になりますけれども、お手元に配付しておりますように、前回の小委員会で参考条例案を配付しておりました10市についてそれぞれの項目について具体的にどういうものが盛り込まれているかということで、事務局のほうで御苦勞をさせていただいて資料を作成していただきましたので、その部分についてまず説明をお願いをしまして、それから今後の条例案を作成するに当たってどういうスタイルで取り組んでいくかということについて御協議をいただければと思います。私も若干項目ごとに分けたんですけど、それ以上に事務局のほうでより詳しい資料をつくっていただきましたので、事務局のほうで説明をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（元宗昭二君） 黒田のほうで。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 表をまずA4の横表をごらんいただきたいと思います。この間お配りした条例を市ごとに分けております。それで、構成なんですけども、この構成に書いてある項目というのがそれぞれの条例の上に括弧書きで書いてあるものを市ごとにまとめております。それで、この色分けをしているものなんですけど、同じグループ分けという意味で色分けをしています。横を見ていただければ、同じ色がついているものはどこの市も定めているものということで分けております。それで、中途半端な色分けでもしかしたらかぶってあるのに色がついていないものもあるんですけど、大ざっぱに大体主だったもので決めなければならないものということで色をつけております。

それで、一つ、ピンク色の色分けに何個かついてると思うんですけど、この説明だけさせてもらいます。ピンク色のところが措置だったり罰則ということではないんですけども、倫理基準に違反したときに実際にどういったことを審査結果に書き込むか、例えば辞職勧告であったり陳謝であったり出席停止であったりというような具体的に挙げてあるものが、このピンク色の星マークが前についてると思うんですけど、この星マークがついているところに具体的に辞職勧告とか先ほど申し上げたようなことが入っているということで星印をつけております。

説明は以上です。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。まず、それぞれの10市の条例で項目ごと、まず第1条が目的とか第2条が議員の責務というふうに分けていただけてます。そうした中で、どこの市の条文を参考にするかという部分も含めて、どういうスタイルでまとめていくかということ協議したいと思ひますけれども、私も10市の条文はちらちらと読んだんです

けれども、その前に倫理条例の全てということでコピーを2枚ほど前回の委員会で配っていただきましたけれども、その中の非常に完璧な倫理条例というのを求めていけばこういうコピーの部分で盛り込んでいかなければならないとは思いますが、例えば資産公開であるとか罰則の規定であるとかそういうものを盛り込まないと十分ではありませんよというような解説もあるんですけれども、そこまで完璧なものを求めてもなかなか難しいのかなというふうに思いますので、そこらあたりの御意見もいただければと思うし、皆さんも10市の条例案は読んできていただいたかなと思うんですけれども、この条例案なんかが特にええんじゃないかなという意見も含めて御意見があればお願いしたいと思います。

それから、前はフリートキングでいきましょうということでスタートしたんですけれども、若干最後のほうで発言が重なっておりますので、発言が重ならないようにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

では、特にどこからいきましょうかね。小副委員長。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） これを読んだりこのほかのを読んで気がついたところの意見を先に聞いてもろうたらどうかなと思う。いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） いいですよ。

○小委員（福木京子君） 赤磐市は、結局倫理規程で2回この議員に対することをやってきた経験を持っていますよね。この間も。

○小委員（大口浩志君） 福木委員、ごめんなさい、議会名を具体的に言ってください。

○小委員（福木京子君） 2回は、だから前の百条委員会で北川議員。

○小委員（大口浩志君） 前のというより、わからない人がおるということです。

○小委員（福木京子君） ああ、そうか。何年前ですかね。ああ、そうか。あれは何年前なん。ごめんなさい。

○小副委員長（岡崎達義君） 最初は、何年前か年代まではわからんですけど、北川議員に対する倫理規程違反で委員会、審査会を開いたことがあるんです。それは、百条委員会によって、北川議員がいろいろな百条委員会の中でふぐあいなことを、倫理規程に違反するようなことをしたということで、百条委員会の中で同時に進行させたような状態。あれは終わってからだだったかな、終わってからの、1回したんです。それから、この前の議会だったかな、北川議員とそれから最初は金谷議長に対する倫理基準違反ということで。

○議会事務局長（元宗昭二君） 資格審査でしょ、それは。

○小委員長（佐藤 武君） あれは資格審査ですか。

○小副委員長（岡崎達義君） 資格審査か。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。

- 小副委員長（岡崎達義君） したら1回だけかな。北川議員に対するあれはもう一回したんか。
- 小委員（大口浩志君） 佐々木議員の。
- 小副委員長（岡崎達義君） 佐々木議員、佐々木議員か。
- 小委員（福木京子君） 倫理審査会。
- 小副委員長（岡崎達義君） 倫理審査会、佐々木議員に対する倫理審査会と。それは最近よな。
- 小委員長（佐藤 武君） 最近ですわ。この間。
- 小委員（大口浩志君） 井上市長の時代。
- 小副委員長（岡崎達義君） 井上市長ときな。
- 小委員（治徳義明君） 百条の後にやったいうのがおかしい。
- 小副委員長（岡崎達義君） 百条の後にやりました。私も余りはっきり記憶してないけど、百条の後に百条の中で北川議員が倫理規程に違反するようなことをしてたということで出したんですよ。
- 小委員（治徳義明君） 佐々木議員のやつは。
- 小委員（永徳省二君） いいですか、質問。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（永徳省二君） 今のそれに対して。
- 小委員長（佐藤 武君） はいはい。
- 小委員（永徳省二君） 百条って私が知ってる限りで映画の百条という意味。
- 小副委員長（岡崎達義君） それじゃないんです。
- 小委員（治徳義明君） じゃあなしに、井上さんの土地の問題です。
- 小委員（永徳省二君） 全く、済みません、わかりません。全くわかりません。
- 小副委員長（岡崎達義君） 説明するの長くかかるんですけどね。
- 小委員（大口浩志君） とりあえず事例があったぐらいで。
- 小委員長（佐藤 武君） 発言は重ならないようにしてください。
- 小副委員長（岡崎達義君） 周匝の土地の件に関していろいろ不都合なことがあって、それで百条委員会を立ち上げられたんですよ。
- 小委員（永徳省二君） 下山さんが3つも土地を転がした。
- 小副委員長（岡崎達義君） そうそうそうそう、土地転がしみたいなの。
- 小委員（福木京子君） 日にちは、これは原田議員が審査委員長だって平成24年9月28日に報告書を出してます。
- 小委員長（佐藤 武君） それは何の分。
- 小委員（福木京子君） 倫理審査会。

- 小委員長（佐藤 武君） 誰に対して。
- 小委員（福木京子君） これは誰に対して。
- 小委員長（佐藤 武君） 平成24年。
- 小委員（福木京子君） 平成24年9月28日、原田委員長で。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 北川議員の倫理です。
- 小委員（福木京子君） 北川議員。これは出しています。それから、今回の佐々木議員のこの分。
- 小委員（大口浩志君） あれは1年前のじゃが。
- 小委員（福木京子君） いや、ことしの1月だったか2月か。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそうそうそう。
- 小委員（永徳省二君） 佐々木議員のはわかります。
- 小委員（福木京子君） わかりますね。じゃから、2回経験を持ってて、その中でやっぱり倫理規程だけではいけんと、条例が要るというのを2つとも言うてるんです。だけど、倫理規程、何回も何回も読んでみて結構倫理規程はいいのをつくっとるといふんかつくってるなど、だから結局条例をせにゃいけんとというのは罰則の辺、ここの辺をいかにどういうふうに盛り込んで、やっぱりそれが条例化したためにきちっとそういう倫理規程できちっと言えるかどうか、そのためにつくるんですよね、念押しなんです。
- 小委員長（佐藤 武君） ごめんなさい。倫理規程と条例の違いということを明確に説明せよということからすれば、まず倫理規程というのは内部のいわゆる議会としての組織の中で約束事を守りましょうということですよ。条例は、赤磐市全体の有権者を含めてこういう条例を制定しました、当然議員も守るべきですよと、市民も監視をすべきですよと、広範囲の取り決めというルール事項ということですので、罰則規定を盛り込むことについては本当に種々問題があつて、法律であるとかそういうものを地方自治法、地方公務員法、そういうものでいろいろ規定がされております。それを通り越して条例の中に盛り込むという場合に、この間もお話ししたように、熊本であるとか懲罰で議論して除名であるとか、この間町の女性議員が除名されましたよね、いわゆる町長に対しての不適切とかそういうことをして除名をされました。熊本の例からいけば最終的には県知事が救済措置とかそういうものでまた復活をしたということの中で、条例で罰則規定で厳しく取り決めても最終的には知事の判断が上位にあるということなので、余り厳しくやっとなら、おいおい、条例でこういうことまで決められんだろうがということになったときに、我々が罰則の部分まで含めて決めることについてはやっぱりより慎重さが求められるということなんです。本当に罰則規定でこれしたら明確にあんたは出席停止ですよ、議員辞職ですよということを決められればいいけど、余りにも踏み込んだら逆に反論されます、はっきり言って。
- 小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（福木京子君） わかりました。言いたいことだけ言います。読んでみて赤磐市の倫理規定と比べて、あそこの設置のところに議員だけだとするとほかの議員や学識経験者それから公募して決めるところとあるんですよね。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会ね。

○小委員（福木京子君） うん、審査会。そこはどうか。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（福木京子君） それからあと、この間佐々木議員の分で弁明の場合にそこをどういうふうにするか。それからあと、違反については読んでみたら1、2、3、4で何ぼか上げるところがあるんですけど、その辺をどこまで盛り込むかという辺がどうかと私は思ったところを一応上げてみます。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 私も、ほんなら読ませていただいた感想を言っときます。ほとんどが似たような形なんですけども、先ほど言われましたように、政治倫理基準、この辺を少し精査していかなきゃいけないんじゃないかなという、先ほど福木委員が言われたように、審査会に第三者を入れるかどうか、罰則規定、このあたりを議論していかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

僕もよくわからないんですけど、政治倫理基準では前にJAの理事で何か問題になったことがあるじゃないですか。そのときにほかの市の方にお聞きしたら、例えば市がお金を出してる団体に充て職で赤磐市なんかは理事としてなってるじゃないですか、そんなことはあり得ないというようなほかの市で御意見もあったので、それがええか悪いかは別としまして、その辺も精査していく必要があるんじゃないかな。要は、市がお金を出してる団体に充て職で市議会議員が理事として行ってるじゃないですか、今も。そういうことが、その辺も議論だけはしたほうがええんじゃないかなと思います。

それと、罰則規定をする場合は、やっぱり今福木委員が言われたように、第三者を入れないと議員だけでどうのこうのというのはちょっと厳しいかなと思います。ただ、第三者を入れる場合は非常に現実として厳しいんかなとは思いますが、その辺がよくわからないですけど、その辺を議論していただきたいというふうに思います。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 例えば、今改めて一番新しい木更津の4ページのあたり、審査会の設置という条項を見ておると、人数は議会の規模にもよるんでしょうけど、私は審査会の委員

は外部の人間のほうがよろしいのかなあと。最近もよそでやられとるのを聞くと外部の委員で構成される審査会というような表現が出ますし、それと罰則規定は現実的にはなじまないのかなあと。というのが、この間福木委員が委員長をされたときの結果だけを見ると、副議長、議員辞職、どちらも可決、何もなかったような感じで今すうっといきょうる、あれは逆に言えばいかがであったのかなあと、結局地方自治法上で守られとることなので、例えばここ委員会なら委員会、常任委員会は一遍決めたら委員長を首にはできないんですよ。例えば仮にここが常任委員会だとして、我々5人がまとまって不信任を委員長に対して、委員長がやめんかったらさっきの議員辞職と副議長不信任と一緒に扱いなんですよ。規定はそうなとんです。だから、そういう部分も含めて、まず政治倫理審査会のことに関しては議員ではない第三者にしてくださいほうがよりよろしいのかなあと個人的には思いますし、罰則規定も有名無実化するような気がしますので、それについてはより慎重であるべき。

それと、先ほど福木委員がおっしゃられた弁明云々については、今回一番直近の場合は議長が議場で弁明を図りました、ですけど全て否決、弁明の機会はなかった、ここで委員会のほうでされたんかどうかは知りません、委員会のほうではね、されたかどうかは知りませんが、私は言い分は単純には両方から聞くべきと、両方というのが変な表現ですけど、けんかをしたらけんかした者同士両方から聞くというようなことはあってしかるかなというふうに個人的には思いますので、罰則規定云々というところを仮にやっても実が伴わないという気がしますし、私は審査会の委員は第三者でお願いをしたいと思います。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 今大口委員が実が伴わないというふうな話だったんですけども、さっき小委員長が言われた草津町も現実的にその日に元町会議員みたいなあの辺の、これは資料を読ませてもらっても辞職勧告までですわ、懲戒をどうのこうのとしてる条例はないんですけど、その辺の地方自治法上、どういう形に、何かもし資料があればいただけたらありがたいと思うんですけど、懲戒までのね、それも入れる入れんは別ですよ、そういう話じゃあないんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎小副委員長。

○小副委員長（岡崎達義君） 地方自治法上には、出席議員の何分の1以上の賛成者があれば除籍できるというのはあるんですよ。だけど、それは厳しいですよ。

○小委員（治徳義明君） 厳しいですよ。

○小副委員長（岡崎達義君） 議員にとっては死刑みたいなもんですから。

○小委員（治徳 明君） そうです。

○小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。

○小副委員長（岡崎達義君） だから、その厳しいのはありますけど、それ以上の罰則規定は

地方自治法上はない。

○小委員長（佐藤 武君） 出席停止とかはありますけどね。

○小委員（大口浩志君） 要するに、単純に言うたら首という表現のもとに、さっきの県知事に訴えて身分が復活したとか除籍の場合もそういう手段があるのか。

○小副委員長（岡崎達義君） ありますあります。

○小委員（大口浩志君） ですかね。要するに、そこがいわゆる裁判の再審制と一緒に、一審を議会でやった、変な表現をすりゃ二審、三審があるわけですよ。

○小副委員長（岡崎達義君） そういうことです。

だから、ただ罰則規定っていうのは、確かに大口委員の言うように有名無実化することがありますけど、それが縛りになることもあるんですよ、議員に対して。だから、例えば業者から何かもらったっていうのは、あっせん利得処罰法っていうのがありますよね。これはかなり厳しい条件がついてあっせん利得っていうものを証明しなければならないというのがあるんですけど、かといってこの規定の中にそういうことをしたらだめですよという規定を入れとけば、やはりそこで何らかの歯どめにはなるだろうと、罰則、罰を科するっていう意味だけではなくて、それ以前に何らかの形の歯どめになるんじゃないかっていう意味で罰則規定は厳しくしたほうがいいんじゃないかという意味です。だから、今例えば携帯電話なんかでも物すごく厳しくなってるでしょう。厳しくなって罰金も大きくなれば、やはり運転中は控えようという気に皆さんがなると思うんですよ、それでもするっていう人はそれ以上のいろいろなほかの法律によって罰を受けなければいいわけで。だから、我々議員としてその倫理基準を設けて、それに違反すれば何らかの罰を受けないとだめなんですよっていうことになれば心に縛りができるんじゃないかなという意味で、厳しくしたほうがいいんじゃないかという意味もあります。そういうことです。

○小委員長（佐藤 武君） そもそも性善説で議員として選ばれて、そんな悪いことはしないでしようということで倫理規程もあるわけだし、国会なんかを見ても辞職勧告を出しても、あれは誰でしたっけ、辞職勧告以上の厳しいのを出しても平気でおるわけだから、国会議員からしてまずやめることはないという事実はあるんですけどね。だから。

永徳委員、どうぞ。

○小委員（永徳省二君） 逆に、大口委員とかが言われたように罰則規定を云々と言われましたけど、僕は福木委員と一緒に罰則規定は厳しくつくるべきやと僕は思います。なぜかというのと、罰則規定がなかったから平成23年度に北川議員に対する倫理規程があってもまた同じことをやっていますよと、これはまさしく罰則規定がないからこういうことになってるんですよ。ことしの佐々木議員に対しても、倫理規程で議員辞職に値するとまで言っても産業建設常任委員会の委員長になってる。こんなんは普通の市民感覚としてはあり得ないんですよ。こういうことになってるからこそ、ちゃんと罰則規定を決めて、例えば議員辞職に値するとかっていう

ふうに判断された人間は当然常任委員長にはなれませんか、ほかも含めてちゃんと罰則規定を僕は決めるべきだと思います。じゃなかったら、また第二、第三の北川議員が出てきますよというふうに思います。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） はい、どうぞ。

○小委員（治徳義明君） 要は、非常に客観的事実がないとなかなか難しいので、もし罰則規定を盛り込むのであれば、さっき大口委員が言われたように議員同士でどうのこうのみたいな形よりも第三者も入れるべきだろうと思います、第三者のきちっとした判断を入れるべきだろうとは思いますが。

○副小委員長（岡崎達義君） よろしい。

○小委員長（佐藤 武君） 小副委員長。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、第三者を入れる場合は、今回の市の第三者委員会でもそうですけど、選定が難しいんですよ、どこまで、選定が、第三者の。だから、弁護士さんを入れるか、例えば経済的にいろいろなことをやれば税理士さんも頼まんとだめなこともあるでしょうし、土地のいろいろな測量関係のことで不正があればやっぱり行政書士も司法書士も土地家屋調査士もってということになれば、そこらあたりの選定が物すごく難しくなってくるんで、例えばそういう倫理審査基準違反があった場合、議員とそれから1人か2人、弁護士さんでも入ってもらおうとかそういう形で外部から入れる、あるいは市民の代表者の方に1人2人入ってもらおうということも考えられますわね。そこらあたりは、これから条例をつくる上で検討していくべき課題かなとは思いますが。

○小委員（永徳省二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） はい、どうぞ、永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 今の岡崎小副委員長のお話と一緒に、市民の皆さんはこの市議会に自浄作用があるのかどうかって見てるんですよ、この市議会に。だから、第三者に求めているわけじゃないんですよ、我々が求められてるんですよ。だから、我々の中で内部でどこまでちゃんと最後に踏み込んで結論を出せるかっていうことを市民が見てるというふうに僕は思ってますけれども。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） わかるんですけど、やっぱり今言うた議員だけでやれば基本的には疑わしきは罰せずという大きなあれがあるので、いや、そううわさでそうなってるからこうだとかというように、こうなんじゃと、こいつは悪いやつなんじゃとみたいな話でずっと議論が進んでいくようなことがあったら、はっきり言うて魔女狩りみたいな形になってしまうので、それはよくないことだろう、客観的な事実をきちっと積み上げてこの人はこうですというふうな形で言わにゃあいけないし、また軽犯罪と重犯罪を、軽犯罪を起こしたからこの人は死刑で

すよみたいな話になりかねないケースもあるので、いや、倫理違反しとるかしてないかというたらしめてますと、けどこの前、軽犯罪の可能性もあるじゃない、この資料にもありましたけど、議長が注意じゃとかなんとかじゃとかというて5段階ぐらいに分けてるじゃないですか。そういうことをきちっと判断するには、今言うた、全員が第三者じゃなくてもいいですけど、法的な専門家であるとか場合によったら今言うたお金の問題であれば税理士さんじゃとかそういうことまで入って、予算の関係もあるんでしょけれど、入ってやらないと、一つの勢いだけでこうじゃこうじゃと思う、この人は辞職に値するみたいな話じゃないとは僕は思いますけど。

○小委員（永徳省二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） だから、だからですね。今回の佐々木議員に対する倫理規程違反というのは、事実、全て事実に基づいて、佐々木議員が発言した事実に基づいてこういうふう結論を出したわけじゃないですか。それでいいんじゃないでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） あの時点では政治倫理審査会はあるかどうかだけの判断で、それを刑を決める、少なくともあの時点では、佐々木議員の時点ではそんな話じゃなかった、委員長も最初そう言われとったじゃないですか。要は、倫理規程に違反しとるか違反してないかだけの事実を審査するんで、それでその後これが辞職に値するじゃとかなんとかじゃとか刑を決める会じゃありませんという話だったじゃないですか、あの時点はね。今回これを罰則規定を設けて少し幅を広げようかみたいな議論なんでしょうけれど、あの時点はそうじゃないですかね。福木委員もそう言われとったような気がするわ。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 先ほど永徳委員のおっしゃられた例えばある方が委員長をしょうられると、市民目線からおかしいじゃねえかと、個人的には私もそう思いました。けど、産業建設常任委員会の中での互選ということにたてりはなってますので、外部の人間は口出しができません。今言われるそういう趣旨の罰則規定であれば、要するに委員長とか副委員長とかになれないというようなやつはこの内部だけでの運用ができることですので、多分それに関してほかの法律でおかしかりうがというようなことにはならないんじゃないかなあと。そういう趣旨の罰則規定は逆にあったほうが、より目の前のことを、ここ1年、2年のことだけを見るとよりスムーズじゃったんじゃないのかなあと。というのが、一番びっくりしたのが、産建委員長になる際に私でよろしいんでしょうかという発言もあったと。そしたら、構わんというて言うた人がおり、その方が辞職勧告決議案、私は意味が正直わかりませんでした、委員長はオーケーなのに何で議員はだめじゃと言うんならと。あそこの整合性は個人的には理解に苦しみましたけど、その人なりの多分解釈があるんだと思います。けど、今永徳さんが言ったそうい

う趣旨の罰則規定なら、議会の中だけで運用ができて、多分法律的に職業選択の自由じゃへつたくれじゃみたいなところまでは多分行かないと思うので、そういうやつはありかなあと。

○小副委員長（岡崎達義君） もとへ戻そうや。

○小委員長（佐藤 武君） もとに戻すとして、いろいろな罰則規定も詰めていかないといけないと思います。そうした中で、30分ほど経過しましたんで、具体的に。

○小副委員長（岡崎達義君） 必要なものだけちょっと。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。順番に行きますか、それでは。いいですか、もう行って。皆さん思いが。

○小副委員長（岡崎達義君） その中で議論していけばいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） そうしますか。

その資料の流れの中で、まず前文をどうするかあたりから、その順次目的であるとか、目的はどの市の条文を参考にするかとか、もうちょっと読み込まないといけないんですけども、解説つき施行規則をつけてるところとか解説をつけてるところもあるんですけども。

○小副委員長（岡崎達義君） 目的は必要じゃわね。

○小委員長（佐藤 武君） 目的は必要です、そりゃ当然、はい。まず前文ですよ。前文が資料のところによると笠岡、にかほ、木更津の3市が前文があると。ほんでも、条例は前文も必要ないかなという感じはするんですけど、こういう不祥事が発生したからその抑制のために。

岡崎小副委員長。

○小副委員長（岡崎達義君） 前文は大体が基本条例の制定を受けてという形で書かれてるんですよ、にかほもそうだったと思うんだけど。だから、それが今さらそんなことはっていうんなら必要ないし、どうします。大口委員は最初前文が必要じゃないかという。

○小委員（大口浩志君） というんが、私は、条例で全部を多分細かく拾えないので、載ってねえじゃねえかと言われたときの大きな傘とか大きな網とかという意味で目的のところは、例えば水はだめですと、ほんならコーラはオーケーかみたいな、書いてねえがなというような議論はしたくないので、それが逃げられるような前文をぜひ大きな傘としてやっつくべきかなと個人的には。じゃから、今まででも例えば政務調査費か活動費か、昔の政務調査費の時代に載ってねえが、おえんて言われようた議員もおられたように聞いとりますんで、まずそこが個人的には政治倫理にどうなのかと、そういうことを言うこと自体がね。

○小委員（福木京子君） 前文を書いたほうがええんじゃないやねえ。

○小委員長（佐藤 武君） 前文を書きますか。何か。でも僕は。

○小委員（大口浩志君） さっき言ようた当たり前のこと書く。法律というんが当たり前のことをきちっと書いとかにゃいけないので、前文は必要なんじゃないかなと。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら行きますか。いいですか。決めていけばいいですか、そ

れぞれ。

○小副委員長（岡崎達義君） 決めていけばいい。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 必要かそうじゃないかのことで。

しゃべっていいですか。

○小委員長（佐藤 武君） どうぞどうぞ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 例えば、この項目は、今やっていこうとしよんのは前文は必要か、じゃあ目的は必ず要るよね、じゃあ責務も要るよね、どれどれの項目がまず必要かということ全体のをやろうということですよ。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○議会事務局主幹（黒田未来君） ありがとうございます。

○小委員長（佐藤 武君） ただね、僕はしつこいかもしれないんですが、10市の中で前文をつけてるのは先ほども言いましたように笠岡、にかほ、木更津だけなんです。だから、目的と僕はダブるような気がするんだけど、それでも前文をつけといたほうがいいというんであればそれは皆さんの御意見でつけていくということでもいいんですけれど。

○小委員（大口浩志君） よろしい。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（大口浩志君） 今の年代の一番下に施行日がしてあるのが、前文がついとるやつが割かし新しいんですよ、福島は載ってないですけど。だから、やっぱりつくられた時代時代のはやり廃りというたら申しわけないですけど、例えば議会基本条例とかができたときにひっつけてやるとんが24年、25年ぐらいのころなのかなあと想像もしますし、はやり病と言うたら叱られますけど、ブームに乗っかってとりあえずつくっとけというようなものよりは、最新でつくってあるものは何か、それではふぐあいがあったであろうと、より今の時代に即したものをつくっとられるのではなかろうかという想像のもとなんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎小副委員長。

○小副委員長（岡崎達義君） 議会基本条例ができたのが平成24年なんですよ、24年からことしまでというたら6年、7年たってますのでね。それを受けてこういう形でするっていうのを書くべきかなあとは思いますが、私は。だから、前文は一応書いて、目的は目的として新たに設置するという形にすればいいんじゃないかなあと思えます。だから、もう7年やっぱりたつと議会基本条例の色もちょっとあせてきそうになってきとるので、それをちょっと入れといたほうがいいかなあとは思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） ということで、そしたら若干不祥事も、不祥事といいますかいろいろ問題も発生してるんで、それじゃ前文をつけるということで皆さんよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、前文はオーケーです。

- 小副委員長（岡崎達義君） 目的は当然ですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 目的は当然ですね。
- 小副委員長（岡崎達義君） 議員の責務も当然ですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） ちょっと待ってくださいよ。目的ですね。目的とそれから議員の責務ね。議員の目的と議員の責務と。
- 小副委員長（岡崎達義君） 議員の責務は当然要りますよね。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 小副委員長（岡崎達義君） 市民の責務が日置市と笠岡と木更津と。
- 小委員（治徳義明君） 市民の責務というのは働きかけをしてはならないとかそういう意味あいのことか。そういうことか。市議会議員として。
- 小委員（大口浩志君） だから、木更津の場合は、議員に対してその権限はまた地域に影響力を不正に行使させてはならないと書いてあります。
- 小副委員長（岡崎達義君） これは必要かもしれんわな。
- 小委員（大口浩志君） 要するに頼んだ市民が悪いんじゃないやっちゅうような。
- 小副委員長（岡崎達義君） そればかりじゃなくって、やっぱり市民からの圧力というのはかなりあるから、あれをしといてくれ、これをしといてくれ、こうしてこうしてもらわにや困るんだというような。
- 小委員（大口浩志君） 一言不正にというところの解釈に対し。
よかれと思うて言うたんじゃというて。
- 小副委員長（岡崎達義君） 不正じゃなくて、不等とにじゃろう。
- 小委員（大口浩志君） またそこに。
- 小委員長（佐藤 武君） そこら辺はよう検討しましょう。
- 小委員（福木京子君） これは3つあるじゃろ。じゃから、日置市もあろう。
- 小副委員長（岡崎達義君） 日置市と笠岡と木更津。
- 小委員長（佐藤 武君） 市民の役割でええんやな、これは、責務と。でも、笠岡は、市民の責務と書いとんじゃけど、役割となっとんじゃねん、これは。
- 小副委員長（岡崎達義君） 責務というとちょっときついね。
- 小委員長（佐藤 武君） うん。市民の役割じゃな、笠岡は。
- 小委員（福木京子君） 役割のほうがええわな。
- 小委員（大口浩志君） 市民のお願いぐらいで。じゃけえ、多分ここの不正に公使する働きみたいなのを書いとるから、責務というて、おめえらもするなよいう、そういうこと。
- 小委員長（佐藤 武君） 基本はやっぱり議員だからね。
- 小副委員長（岡崎達義君） そうそう。
- 小委員長（佐藤 武君） 議員を縛るといふか。

- 小委員（大口浩志君） そんなん書いとったら、市民が強要しとったら。
- 小委員長（佐藤 武君） それこそあれでしょう、条例違反でそれを根拠にして。
- 小委員（大口浩志君） どねんかなるん。
- 小委員長（佐藤 武君） 議員の贈賄とか贈収賄も絡んでくるし、そりゃあこれに絡んでやっぱり物品のやりとりとかということ。
- 小委員（治徳義明君） 空き家条例とかああいうのはやっぱり市民の責務でとかそういうのは書くわけか。
- 小委員長（佐藤 武君） 管理についてはね。
条例だから、それこそ赤磐市の条例ということで市民の役割もこういうのがありますよということで、そりゃあ。
- 小副委員長（岡崎達義君） ひとまとめにして、これは日置市みたいに責務と書かんと市民の役割でひとまとめにして軽く書いといたほうがいいかもしれんな。
- 小委員長（佐藤 武君） 笠岡。市民は責務がある。
- 小副委員長（岡崎達義君） 笠岡は分けてるん。
- 小委員長（佐藤 武君） 日置が2つ入れとんか。日置の、なるほど。
- 小委員（治徳義明君） それでもこれを見たら物すごい古いやつですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 平成14年度。
- 小委員（福木京子君） あくまでも議員があれで、じゃから解説のところを書いとった。議員が市民の信頼を得られる活動をするを前提とし。
議員の責務をまず書いて。
- 小委員長（佐藤 武君） そりゃそうじゃ。
- 小委員（福木京子君） 市民の役割は。
- 小委員長（佐藤 武君） 別建てでいいんじゃねえかな。
- 小委員（福木京子君） 市民の役割を出すかどうかって。
- 小副委員長（岡崎達義君） 笠岡の第3条の第2項なんかは議員に対し次条に規定する政治倫理基準に反するような働きかけを行ってはならない。
- 小委員長（佐藤 武君） この程度でしょうねえ。
- 小委員（治徳義明君） どんなもんかわからんで、当たり前のことを書いときゃあええ。
- 小副委員長（岡崎達義君） それは書いとかんと。
- 小委員長（佐藤 武君） 逆にね、おかしい。
- 小副委員長（岡崎達義君） 責任を持って選んでもらわんといけんわけだからな、逆に言えば、有権者に。ただこの人でまあええがなっていうようなんじゃないかって、やっぱり責任を持って選んでいただくという意味ではこういうのを入れといたほうがいいかな。
- 小委員長（佐藤 武君） そりゃあ、選挙絡みになりますよ、そりゃあ、市民の役割は。

- 小副委員長（岡崎達義君） いや、それでもやっぱりそこらあたりはきちっと責任の所在も明確にしとったほうが。笠岡程度に入れましょうよ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 小委員（治徳義明君） 笠岡程度。
- 小委員長（佐藤 武君） じゃあ、何らかの役割というのをやっぱり市民の方にもお願いしとかんと。
- 小副委員長（岡崎達義君） 政治倫理基準は入れますよね。
- 小委員長（佐藤 武君） 政治倫理基準。
- 小委員（福木京子君） 市長等の責務もあるん、木更津は。
- 小副委員長（岡崎達義君） これは要らんのじゃねん。
- 小委員（福木京子君） だけど、今回のことを考えたら。
- 小委員（大口浩志君） 執行部に対して例えば何かしたときに執行部側がそれを認知したら議長に報告せえという。
- 小委員（福木京子君） すごいのを書いとるな。
- 小委員長（佐藤 武君） 木更津。
- 小委員（福木京子君） もろこれ適用するから、ええと思って。
- 小副委員長（岡崎達義君） これは、それでも入れといたほうがいいかもしれん。
- 小委員（福木京子君） いや、それはもう現にあったことだからなあ。
- 小副委員長（岡崎達義君） あったこと。
- 小委員（福木京子君） それをやったんじゃから、市のほうは。びっくりしたんじゃから。
- 小副委員長（岡崎達義君） そりゃ、これを入れとかんとなあ、ノックもなしに入っていく人もおるわけじゃから。
- 小委員（福木京子君） いいんじゃないの。現に本当に赤磐市の場合はこれは。課長さんとか。
- 小副委員長（岡崎達義君） 私はびっくりしたもん、あんた、市長と話をしようるときにノックもなしにわあっと入ってきて、おったんかとかというて。
- 小委員（治徳義明君） 秘書がとめるんじゃないん。
- 小委員長（佐藤 武君） とまらんのじゃろう。
- 小委員（永徳省二君） ようとめんと思いますよ。
- 小副委員長（岡崎達義君） 確かに現実に経験しとるから言える。
- 小委員（治徳義明君） それは秘書がちよっと待ってくださいと言わにゃ。
- 小副委員長（岡崎達義君） 普通は秘書室で大体とめるけど。
- 小委員（治徳義明君） それは関係ないか。
- 小委員長（佐藤 武君） 関係ないです。基本条例にはあれやな。

- 小副委員長（岡崎達義君） そこまで書いてないか、基本条例には。
- 小委員長（佐藤 武君） なかったですかね、報告というのは。
- 小副委員長（岡崎達義君） それはなかったと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、この木更津の分で政治倫理基準というのがどこで定めましたっけ、倫理基準。倫理規程。今度規程を条例にするんだから、倫理基準というのがどう、倫理基準というのが規程の中に含まれてましたかね。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 今の赤磐市の倫理基準、規程をもとにするなら。
- 小委員（福木京子君） 赤磐の場合はな。木更津は1から。
- 小副委員長（岡崎達義君） 全く無視してはいけれんもんで。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そうですね、今あるからこれを。
- 小委員長（佐藤 武君） 倫理基準の遵守か。
- 小委員（大口浩志君） そうですね。
- 小委員（福木京子君） ちゃんと書いとる。
- 小副委員長（岡崎達義君） 基本的にはこれのブラッシュアップということ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですそうです。
- 小副委員長（岡崎達義君） これは前文がないからこれに前文を加えて、先ほどの市民の役割もこれに入れて。
- 小委員長（佐藤 武君） ほな、この倫理基準というのもこの条例の中に盛り込むようになるん。
- 小副委員長（岡崎達義君） そういうこと。
- 小委員（永徳省二君） 当然でしょう、それは。
- 小委員（大口浩志君） だけど、その木更津のを見たら全部ひっかかるとるがなあ。
- 小委員（福木京子君） 1から9まであるん。
- 小委員（大口浩志君） 木更津の2ページ、政治倫理基準があるところ。
- 小委員長（佐藤 武君） 9まで。
- 小委員（福木京子君） うん。木更津がな、1から9まで。
- 小委員長（佐藤 武君） 9まで。
- 小副委員長（岡崎達義君） 何が、何が。
- 小委員長（佐藤 武君） 木更津の。木更津の政治倫理基準の。
- 小委員（大口浩志君） 第5条のところの1、2、3、4、5、6、7、8、9ってあるけど、これはざあっと見たらこれこれこれと明確にひっかかる。
- 小副委員長（岡崎達義君） いや、誰が。
- 小委員（大口浩志君） それは、政治倫理審査会を開かれた2件。だけど、それ以外にも大分あるで、これは、ほかの人も。

○小副委員長（岡崎達義君） これは、それで、私。

○小委員長（佐藤 武君） はいはい。

○小副委員長（岡崎達義君） 1つ追加してほしいのは、やっぱりハラスメント、これにはないけど、これはぜひ新たに追加してほしいなと思う。セクハラ、パワハラ、モラハラ、そういうのはやっぱり追加してほしいなと思います。それでないと職員の方もパワハラまがいのことをされて不愉快な思いをされてる人がいっぱいいるから。

○小委員長（佐藤 武君） その倫理基準の中に盛り込むということですよ、具体的にね。

○小委員（大口浩志君） パワハラは何人もしようるような気がするな。

○小副委員長（岡崎達義君） でしょう。だから、やっぱりそこはちゃんと盛り込んでおくべきだと思います。相手の感じ方次第でパワハラになるかどうかというのものもあるから。

○小委員（大口浩志君） セクハラ、パワハラの世界はそこらがあるからなあ。

同じことを言うてもあんたはこれじゃと言われたら、岡崎小副委員長はあれじゃけど、おめえはこれじゃと言われたらだめじゃけえ。

○小委員（治徳義明君） 男女の違いがあったらあるわね、物すごい美男子が言やあうれいけど、僕らが言うたら。

○小副委員長（岡崎達義君） そこらあたりは、それでも普通の態度をとってればそういうことではないわけで。

○小委員長（佐藤 武君） 通常の。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） さっきお話しになりようた例えば木更津の第5条の第3項やこうになったら、今さっきおっしゃられた充て職で社協、治徳委員がおっしゃられたやつじゃな、社協とかシルバーに充て職で理事が行きようるじゃないですか。これらは、現実的にはよろしゅうねんかなあということでしょ。

○小委員（治徳義明君） そのときに、JAの理事のときに審査したときにほかの市の方に聞いたらあり得んというて、そのところが正しいかどうかはようわからん、ああ、そうなん、そんなもんなんかな。

○小委員（大口浩志君） だけど、ある町は元議長が組合長をしょんよ。

あれは、元は仕方ねえけど、現職が。

○小副委員長（岡崎達義君） あれは法的にはオーケーです。法的にはオーケー。

○小委員（大口浩志君） 倫理的には。

○小副委員長（岡崎達義君） だけど、倫理的にはいろいろ差しさわりがあるから、もちろん補助金をもらってるから、倫理的には差しさわりがあるけど法的にはオーケー。

○小委員（治徳義明君） JAもセーフだったわけですけど、ただ最近の各市のという意味では僕が聞いた何件かは議員さんはあり得ませんとはっきりと、お金をもらようところに行って

どうのこうのというてそんなことはあり得るので、理事というたら発言力が強いじゃないですか、ほんなら困る人も出るんでしょうけど、商工会とか。

○小委員（大口浩志君） 商工会は充て職じゃない。

○小委員（福木京子君） 商工会は自分の商売をしようる。

○小委員（大口浩志君） 要は、社協とかあればここへ何人かくれえというて向こうから来て、そこへぱんとはめようた。

○小委員（治徳義明君） いやいや、要は市からお金をもらっている団体の、そのこと自体が充て職じゃろうが何じゃろうがだめですよみたいな、最近はその感じなんじゃねえかなと思うんじゃけど。

○小副委員長（岡崎達義君） いや、だから、そういうのは全部市で条例をつくって条例のうちでやってるから大丈夫。

○小委員（治徳義明君） それは大丈夫。

○小委員（福木京子君） そうせんとなあ、その補助金はそりゃあ社協とか。

○小副委員長（岡崎達義君） ともかく、行政っていうのは、法の支配のもとにあるから、法をつくってその法に従って動かないと動けないっていうところがあるから、だからそういうのも全部法、条例をつくった上で全部やってるから大丈夫。

○小委員長（佐藤 武君） 条例まで行かなくても自主的に自粛しましょうという申し合わせで入らないようにするということも、やっぱりいろいろ問題があるからね、だからそういうことも私の過去の経験では自粛しましょうということで、どうしても議員が入った場合に影響がありますからね、だからそれはやめましょうと。

○小委員（治徳義明君） こっちは何らかの報酬をもらって市に帰って発言をすること自体が倫理上正しいかどうか議論が、今のところ法的にはセーフなんかもしれんけど、倫理の問題としては議論はしてみる必要はあるんじゃないかなと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 違法性があればそれもだめですからね、これは。

○小委員（福木京子君） 今考えられるのは、農協と商工会。

○小委員（大口浩志君） 農協は充て職じゃねえ。

○小委員（福木京子君） 充て職じゃないけど今の話で補助金をもらってる。

○小委員（治徳義明君） 市から補助金としてもらってる団体の。

○小委員（福木京子君） だから、農協、具体的には農協とか商工会も入るん、どなん。

○小委員（治徳義明君） 商工会も入っとる。

○小委員（大口浩志君） だから、それを言い出したら。

○小委員（福木京子君） そうなんよ。

○小委員（大口浩志君） 保育園とか介護施設とかを經營しようる人は議員にはなれませんかよ。

- 小委員（永徳省二君） 話をもとに戻して。
そういう細かい。
- 小委員（治徳義明君） いや、議論を。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそうそう。だから、倫理基準の中での盛り込みの話ですから、もとに戻すのはやぶさかではないんですけど、こういう意見も交わさないと。
- 小副委員長（岡崎達義君） ハラスメントの件は入れてほしいなと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） もちろんね。
- 小委員（福木京子君） 木更津市のは、結構1から9まであって相当細かくやってるね、これは、細か過ぎるんじゃないの。
- 小委員（永徳省二君） パワハラも入ってますよ。木更津の、いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） どうぞ。
- 小委員（永徳省二君） 木更津の政治倫理基準2ページですけど、第5条の(6)番、その権限または地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他云々、ちゃんと入ってますよ、パワハラという言葉は入ってませんけど。
- 小委員（永徳省二君） 現代用語です。
- 小委員（福木京子君） 赤磐市の1から6まで以外にあるものを入れるかどうかやな。
- 小委員（治徳義明君） あっここに書いてるわ、説明ね、説明でセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント。
- 小委員（福木京子君） ああ。
- 小委員（大口浩志君） 赤磐市の倫理規程にも第3条の第4項に市職員等の採用に関して推薦または紹介をしないこと、それは書いてあった。
- 小委員長（佐藤 武君） 限定されてるけどね、市職員の採用だから。
- 小副委員長（岡崎達義君） ほいで、次は、市民の調査請求権が問題だと思うんですけどもね。
- 小委員長（佐藤 武君） どこですかね。
- 小副委員長（岡崎達義君） これこれこれこれ。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、これ。
- 小副委員長（岡崎達義君） 日置市は市民の調査請求権が入ってる。市民から調査請求を。
- 小委員（治徳義明君） 議員がおかしいから請求してきとん。
- 小委員長（佐藤 武君） ですね。
- 小委員（福木京子君） 市民からの。
- 小委員長（佐藤 武君） これはどうですかね。
- 小副委員長（岡崎達義君） うちの倫理規程は議員からの調査請求しかない。日置市は入ってる。

- 小委員長（佐藤 武君） 今回の百条設置も市民からの要求が大分の数が集まったんですけども。
- 小委員（治徳義明君） これはハードルを高くしとんのですかね。
- 小副委員長（岡崎達義君） でしょう。
- 小委員（治徳義明君） ハードルを高くしとんか。
- 小副委員長（岡崎達義君） ハードルが高いというより。
- 小委員（治徳義明君） 何人以上おらんとだめじゃとか。
- 小副委員長（岡崎達義君） その市民の請求という意味ではハードルが低いんじゃない。
- 小委員（治徳義明君） まあそうですけど。
- 小副委員長（岡崎達義君） これはちょっと。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 50分の1ですからね。
- 小委員長（佐藤 武君） 調査の請求ですね、今の、いや、違うわ。
- 小委員（大口浩志君） 50分の1というたら1万人じゃたら何ぼ。
- 小副委員長（岡崎達義君） 200。
- 小委員長（佐藤 武君） 局長、今のはどこですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） ごめんなさい。施行規則のほうです。
- 小委員長（佐藤 武君） 施行規則ね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 施行規則でうたってる。
- 小委員長（佐藤 武君） 日置市かね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうです。
- 小委員長（佐藤 武君） うんうん。
- 小副委員長（岡崎達義君） でも、審査の請求のときは、笠岡は審査の請求は100人以上。
- 小委員長（佐藤 武君） ほかに何か規定はなかったですかね、何か地方自治法とか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 地方自治法は直接請求の場合50分の1ですから。
- 小委員長（佐藤 武君） あれは出ますよね、直接請求がね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それは一緒です。
- 小委員長（佐藤 武君） ですよ。直接請求ができるということであれば、これが倫理条例に盛り込むとこまで行くか。
- 小副委員長（岡崎達義君） 笠岡は低いんよ。有権者100人以上の者の連署。
- 小委員（福木京子君） 笠岡は抜いとるもんなあ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうじゃなあ、50分の1とかそういうのが何かあったから。
- 小委員（福木京子君） この間の792。
- 小委員（治徳義明君） 笠岡は。
- 小委員（大口浩志君） 笠岡よりうちのほうが大きいんじゃない。

- 小委員（福木京子君） どうだったけなあ。
- 小委員（大口浩志君） 笠岡はおるんかな。
- 小委員（福木京子君） 笠岡はおるんじゃないかなあ。
- 小委員（治徳義明君） 浅口とかは、もうあれじゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、市民の調査請求は保留にしときます。保留で行きましょう、それじゃあ。保留。
- 小副委員長（岡崎達義君） 就業等の報告義務っていうのがある。
- 小委員長（佐藤 武君） そうなんですよ。そうなんですよ、兼業等に関する。横並びの分は、これは同じような内容かな、ですよ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 今の市民の調査請求っていうのは、やっぱり日置市は項目として単独で上げてますけども、多分よその市は審査の請求の中に。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 中に入ってると思う。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 市民が何分の何とか入ってるところもあるので。
- 小委員長（佐藤 武君） はいはいはいはいはいはい。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そういうところを細かく。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査請求。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 審査の請求は必ず入れにゃいけないと思うんですけど、その中に市民の請求についても入れるかどうかっていうのは詳細のときにも話はできているのかなと思います。
- 小委員（福木京子君） だから、1が議員で2が市民、審査の請求な。
- 小委員長（佐藤 武君） それなら、審査請求の中で市民の調査請求も入れましょう。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小委員長（佐藤 武君） 1時間が近づきつつありますが、どうします、継続で行きますか。
- 小委員（治徳義明君） 休みます。
- 小委員長（佐藤 武君） どっちでも。結構スムーズにいったんで、ほいじゃあ休憩しましょうか、10分ほど。じゃあ、11時10分まで。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

- 小委員長（佐藤 武君） じゃあ、委員会を再開します。
- 小副委員長（岡崎達義君） 今の審査の請求はこれで市民の請求を入れるということで。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。審査請求に入れると、市民。
- 小副委員長（岡崎達義君） 審査会の設置も当然。

○小委員長（佐藤 武君） 当然ですね、審査会の設置。

○小委員（福木京子君） 審査会の、審査。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会の構成、審査委員の構成とかそういう部分で慎重にまた議論をする必要があると思うんで、その部分はまた後日というか、いいですか、議員だけで構成するのか外部からお願いするのか、それから予算の関係もあるんで、それから岡崎さんが言ったように人選の問題もあるし、外部の方をお願いする場合はそれなりの費用弁償もお支払いせんとなかなか人選ができないという部分、問題もあると思うので。じゃあ、審査会は後日ということで、当然条例の中に入れますけれども、詳細は後日と。

それから。

○小委員（大口浩志君） 小委員長。

○小委員長（佐藤 武君） はい、どうぞ、大口さん。

○小委員（大口浩志君） 木更津でいうと白塗りなんですけど、審査等の適否というのは要らんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） 審査等の適否。

○小委員（福木京子君） 第9条。

○小委員（大口浩志君） まず、木更津の場合は議運で諮って設置するかどうかという判断をしてから物事を動かす。

○小委員長（佐藤 武君） ごめんなさい。何条になりますか。倫理条例。ごめんなさい。木更津の。

○小委員（大口浩志君） 木更津の3ページの第10条。

○小委員長（佐藤 武君） 第10条。

○小委員（福木京子君） 第10条。

○小委員長（佐藤 武君） 議会運営委員会に諮るものとする。

○小委員（大口浩志君） それでそこに当該議員がおったら、はねてから審査するのか。

○小委員長（佐藤 武君） 議会運営委員会の位置づけというのが私は今赤磐市の場合よく理解できてないんですけど、どんなですかね、議会運営委員会。

○小副委員長（岡崎達義君） は一応議長の諮問に基づいてっていうことになってる。

○小委員（福木京子君） だから、議運もかけた倫理審査会を。

○小副委員長（岡崎達義君） かけた。

○小委員（福木京子君） かけなかったら。

○小委員（大口浩志君） 赤磐市のやつは、発議があったら即設置なんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、3人あれば。

○小委員（大口浩志君） 赤磐は。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 審査請求があった時点で委員会ができます。審査の適否は

ここにうちの今の基準の中に書いてると思うんですけど、どこだったかなあ、賛否をまず倫理、第6条1の、今の基準の審査の中の第6条で、審査会は議長から審査を付託されたときは審査請求の適否も臨時審査会で審査して、これは否じゃと言うたら終わるっていう、請求の適否までこの審査会の中でやるようになってるんですけど、今大口委員が言われたのは倫理基準の適否を議運でやるっていうのを別で設けてるっていう。

○小副委員長（岡崎達義君） 要するに、審査会に振るか振らんかはもう後にして。

○議会事務局主幹（黒田未来君） この請求が正しく本当に請求としてちゃんとした請求なのかっていう判断を議運でするっていうのをわざに決めてるっていう。

○小委員（大口浩志君） 変な表現ですけど、乱発で来たときの、例えば適切かどうかわからんけど、監査請求を全部全部しょうるわけじゃないですからね。棄却というて返すやつもあるし、そういう措置はあってもええんじゃねえんか、現実的なことになるかもしれんですけど。

○小委員（福木京子君） だから、結局議長があれじゃろ。

○小委員（大口浩志君） 議長じゃねえ、議運。

○小委員長（佐藤 武君） 議運で規定でいけばね、今の。

○小委員（福木京子君） 議長が判断する。

○小委員長（佐藤 武君） そう。

○小委員（福木京子君） 議長のとこへ出せば議長がそれでちょっとするか、そこで議長のとこでとめられる場合もあるわけ、どんなんかな。

○小委員（大口 浩志君） いやいや、今の赤磐市は、審査会を設置して、審査会の中でまずやるかやらんかを諮ってから次。

○小委員（治徳義明君） 審査会の中でやったわな、そう言やあ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） そうです。最初に適否をやりましたよね。

○小委員（福木京子君） 即あれじゃな。

○小委員（治徳義明君） どっかで諮るわけじゃ、何らかの形で。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 多分資格審査とかもそうなんですけど、審査の請求書と添付書類がそろってれば、それが適そうが適さまあがとりあえず審査会は設置されるっていう流れで同じ流れでうちは今基準でしてます。

○小委員（治徳義明君） 設置されたその上に。

○議会事務局主幹（黒田未来君） その上で丸かバツかは判断すると、請求があった時点で審査はすると。

○小委員長（佐藤 武君） そうそうそうそうそう。

○小委員（治徳義明君） でも、審査したという事実は残るわな。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 残ります。

○小委員（治徳義明君） その議員にとってはペナルティーを。

- 議会事務局主幹（黒田未来君） 委員会が設置されるから。
- 小委員（治徳義明君） 審査されたみたいなの。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） でも、門前払いと一緒に、その審査会でどうするという事で決めて、ほんならやっぱり必要ないということになればね。
- 小委員（治徳義明君） じゃあ、もう記録上は諮られたみたいなのことになるんじゃないか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 設置はされるので、委員会が。
- 小委員長（佐藤 武君） 設置がされて委員会で。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） それを審査した結果は。
- 小委員長（佐藤 武君） 議長に打診するんじゃないか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 審査結果、これは該当しない、倫理基準に違反しとるじゃろうじゃないけど。
- 小委員長（佐藤 武君） 適合しないか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 値しないといった感じ。
- 小委員（福木京子君） 判断を委員会が決めにやいけんわけ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） はい。それを委員会の中でするかその前に別のところでこの審査の請求を議運でするってなって、どこでするかです。
- 小委員（大口浩志君） 現実的には議員の人数規模にもよりますわね。30人ぐらいおるとこと13人、14人でしょうるところとは違うかなと。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そうですね。
- 小委員（治徳義明君） うちが議長がはねるといふことはあるん。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） ありません。
- 小委員（治徳義明君） はない。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） はい。
- 小委員（福木京子君） 全部通すんですか。
- 小委員（大口浩志君） 発議があったらもうそこで。
- 小委員長（佐藤 武君） 無条件で設置じゃな。
- 小委員（福木京子君） 設置されてそこで諮ると。
- 小委員（治徳義明君） そりゃどっかで諮らにやあ、そりゃそこは大口委員言われるように反発されたらたまったもんじゃない、僕らからしたら。
- 小委員長（佐藤 武君） そういうことはないけどね。
- 小副委員長（岡崎達義君） そりゃほとんどない。
- 小委員（福木京子君） 議運の役目をしとるわけじゃけえな。
- 小副委員長（岡崎達義君） そこらあたりのことを載せて。

○小委員（福木京子君） 議運で諮るかどうかじゃなあ。

○小副委員長（岡崎達義君） じゃあ、ちょっと保留じゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 保留じゃなあ。いや、今議会運営委員会の位置づけというんで議会運営について全て僕はこの議運で協議してるのかなという思いはあるんですよ。だから。

○小副委員長（岡崎達義君） 議運ではそんな全てを協議してない。

○小委員長（佐藤 武君） でしょう。

○小副委員長（岡崎達義君） 赤磐市は。

○小委員長（佐藤 武君） ですよ。

○小副委員長（岡崎達義君） だから、議運はとりあえず日程調整とあとそれから議長の諮問だから議長がこれを諮ってくれて言われたときにやってるだけですよ。

○小委員長（佐藤 武君） だから、その議長の諮問でまず議運に委ねるというんであれば、この倫理条例の文を議運というフィルターで一旦かけてもいいかなとは思いますが、それはほんなら後でまた詰めますか。

○小副委員長（岡崎達義君） 後にしましょう。

ちょっとある程度までいって、いつまでたっても前へ進まなったらあれなんで、すみませんけど分担分けして一応たたき台みたいなものを各自でつくってもらって。だから、例えば赤磐市の倫理規程には審査結果の尊重まで書かれてるんですけど、第8条があって、議員の協力義務までできよう、審査会の設置、審査会、どこまでいけばいいんでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） この他都市の分でそれこそ新しい木更津でいけば、審査会設置までいったということは。

○小副委員長（岡崎達義君） 審査会の審査ってなってます。

○小委員長（佐藤 武君） いわゆる議員倫理条例に違反しているかどうか等の審査をする、だから当然設置から、審査も含めて審査会はまた詳細に詰めていきましょか。

○小副委員長（岡崎達義君） それは簡単過ぎる。

○小委員長（佐藤 武君） 審査結果の措置というのがあるね。守秘義務もあるんですけど、当然守秘義務はもちろん盛り込まないといけない。記録もあります、審査会の記録。

○小副委員長（岡崎達義君） あとはほとんど同じような。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小副委員長（岡崎達義君） 審査の請求、審査会の設置、審査会の会議、審査会の審査。

○小委員長（佐藤 武君） 審査結果。

○小副委員長（岡崎達義君） 審査会の審査。

○小委員（福木京子君） 審査会の審査。

○小委員長（佐藤 武君） 議長への報告というのも米原市とかその結果が出たら報告して。

○小副委員長（岡崎達義君） とりあえず、委員長、半分ほどに分けて正月の間に各分担でた

たき台をつくってきませんか。

○小委員（大口浩志君） 令和二年度の正月はでええ正月じゃのう。

○小副委員長（岡崎達義君） 休みが長いからな。

○小委員（大口浩志君） もう少し前向きなネタを考えんと。

○小委員（福木京子君） もうちょっと最後まで進めとかないと。

○小委員長（佐藤 武君） そうです、そうです、そうです。

○小委員（大口浩志君） あとはもうちょっと。

○小委員長（佐藤 武君） あとは、さっき言ったように審査会の審査、記録、守秘義務、結果の措置、それから他都市では議長への報告とかというのもありますし。議長への報告をするということになると、当然議運に審査会を設置するかどうか協議、議運に諮るということになるんで、議運への報告も必要になりますよね、そうなる。

○小委員（福木京子君） 今はない。

○小委員長（佐藤 武君） いやいやいや、議運に諮ったほうがいいんじゃないかということになればね。

○小委員長（佐藤 武君） 報告も当然しないといけない。

○小委員（福木京子君） 刑確定後の措置なあ。。

○小委員長（佐藤 武君） そう。厳しいですよ、これは。

○小委員（大口浩志君） 厳しいなあ。刑確定。

○小委員長（佐藤 武君） 刑確定いうて、刑が確定するところまで行くかなあと思って。

○小委員（大口浩志君） それと、よろしい。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（大口浩志君） さっきの守秘義務のときと委員会の公開というやつとそれから報告書の兼ね合いはどう判断すりやええんですか。守秘義務という、守秘義務ということと公開ということと報告というのがどうもなじまないような気がするんですけど。

○小副委員長（岡崎達義君） 報告をされた以上は守秘義務云々っていう話はないわな。

○小委員長（佐藤 武君） ない。

○小委員（大口浩志君） だから、守秘義務という項目があるんじやったら、基本的には非公開でやって、表に出せるものだけをということでしょ、解釈としては。だから、どうも私は理解できんのが、守秘義務と公開と委員会の傍聴可みたいな。これの日本語の言葉遊びみたいな部分がどうもなかなかすとんと落ちんような気がする。

○小委員（永徳省二君） やっぱり矛盾してます。大分矛盾してます。

○小委員（治徳義明君） 最近ではSNSを使うて、議員になっとなって出た途端にこの議員がこんなことを言いました、こういうところじゃねえかなと思う。

○小委員（大口浩志君） だから、それをしょんのは。

○小委員（治徳義明君） いやいや、だからそういうのもやめてくださいよみたいな話なんかしたのは。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それは直接守秘義務とかは関係ないです。要するに、守秘義務ということになったら、何であろうと公開してはいけないということですから。

○小委員（治徳義明君） いやいやいやいや、基本公開でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） だから、そこら辺が矛盾があるというて今言う。

○小副委員長（岡崎達義君） 難しいよな、守秘義務は。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（福木京子君） そうしようたら何もできん。

○小委員長（佐藤 武君） だから、通常委員会で秘密会をした場合に秘密会議の内容を漏らしたら議員辞職ですからね。

○小委員（大口浩志君） ああ、そうなん。

○小委員長（佐藤 武君） だから、結構厳しいんですよ。

○小副委員長（岡崎達義君） その守秘義務というのは入れんほうがいいみたい。ましてや、市民の方が入ってくる場合、審査会でね、守秘義務なんていうたってそんなんは筒抜けになる。

○小委員（永徳 省二君） 秘密の解釈の仕方にもよるんですよ。これは職務で知り得た秘密でしょ、じゃないんですよ、ここでやってるやつは、秘密じゃない。だって、傍聴者がいるんですから。でしょ。

○小委員（大口 浩志君） 今の職務で知り得た秘密っていうのは、ここは例えば資料がどっどっど仮に出てきてほかの人は知らない、この人だけ知るといった内容があるんじゃないんですか。それが職務で知り得た秘密じゃねんですか。

○小副委員長（岡崎達義君） そうだね。

○小委員（大口 浩志君） でしょう。微妙なところ。

○小委員長（佐藤 武君） 微妙。

○小委員（永徳 省二君） 公開したら秘密じゃなくなってるじゃないですか。

○小委員（大口 浩志君） だから、その公開とこの守秘義務の兼ね合いというのは。

○小委員（治徳 義明君） 要は人を呼ぶケースってありましたっけ。

○小副委員長（岡崎達義君） ない。

○小委員（治徳 義明君） ないですかね。人をというんか。

○小副委員長（岡崎達義君） だから倫理審査会ということは参考。

ないだろうなあ、それは。

○小委員長（佐藤 武君） と思うんですけどね。

○小委員（治徳 義明君） 秘密会議をしたときにそもそもプライバシーがあるじゃないです

か。そういうことを。

○小委員（福木京子君） これどこも入っとんかなあ。

○小副委員長（岡崎達義君） 入ってない。

○小委員長（佐藤 武君） 入ってないです。

○小副委員長（岡崎達義君） 議運には入ってないと思います。

○小委員（福木京子君） そしたら、赤磐も取ったほうがええんじゃねん。

○小副委員長（岡崎達義君） 守秘義務は取っといたほうがええなあ。

○小委員（福木京子君） よそもまあ入れてないんじやったら。

○小委員長（佐藤 武君） 議論の途中というか結論を導き出すためにどうしても背景的な状況がわかってきたという場合に、直接影響がないんだけどどうしても知り得ることもあり得るということで漏らしてはいけないと。例えば個人的にあの人は何回結婚したとか離婚したとか、例えばいろんな過去に悪いことをしたとかというそういう部分かなと僕は思うんだけど。

○小副委員長（岡崎達義君） プライバシーのね。

○小委員長（佐藤 武君） 直接審査に関係ねえ部分がひょっとぼっと出てくる場合があるから、そういう意味で守秘義務かなという、思うし。

○小委員（治徳 義明君） 書かにゃいけんのじゃろうな、やっぱり。

○小委員長（佐藤 武君） だから、よその10市あるんでその部分でよそはどうなっとんかなという部分も見てもらわなければならないと思いますんで、どうでしょうか。

それとあと、守秘義務から、何があるのかな、審査結果の措置ですね、審査結果の措置。

○小委員（福木京子君） 措置というたら。

○小委員長（佐藤 武君） 木更津でいけば第16条です。議長は、審査会から報告を受けた審査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。具体的にあんたは除名ですよ、出席停止ですよというような具体的なことは書いてない。

○小委員（福木京子君） 書いてないんじやなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 必要な措置。

○小委員（福木京子君） 書いとるところがあろう。

○小委員長（佐藤 武君） ただ、必要な措置と書かざるを得ないんですよ。どういう倫理条例違反をしたかにもよるだろうし、起訴、不起訴という部分も当然出てくるのかなと僕は思うんだけど、不起訴になれば問題ないという認識じゃと僕は思うとんだけど。

○小委員（福木京子君） 不起訴になればね。

○小委員長（佐藤 武君） だから、やみくもに。

○小副委員長（岡崎達義君） 木更津市の刑確定後の措置というのも刑法の確定した。

○小委員長（佐藤 武君） でしょうね。ですね。

- 小副委員長（岡崎達義君） その議員をどうするかっていうのがこれが。
- 小委員長（佐藤 武君） ですね。だから、明確に分けとかないといけないのかもしれないですね。
- 小副委員長（岡崎達義君） そうですね。
- 小委員（大口浩志君） 済みません、参考に。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 赤磐市の規定の第7条、裏面ですけど、議員は審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出し、または会議に出席して意見を述べなければならない、議員の協力義務となってるんですけど、直近の政治倫理審査会では出席拒否、答弁拒否があったように聞いとるんですけど。
- 小委員（永徳 省二君） それは逆に反映されてますよ、政治倫理規程に違反してるって逆に報告書に書いてあります、原田さんの部分は。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、それは、基本条例の中にも議員は説明責任を果たさなければならないと明確に規定されているにもかかわらず、日ごろから倫理条例を強く言われる割に私は知り得た情報は一切話しませんというふうに言い切ったから、だからそのときそのときで変わるのかなあというふうに僕も理解したんですけど、だから。
- 小委員（福木京子君） 規程に違反するというのはちゃんと書いとかなと。
- 小委員長（佐藤 武君） 拒否しますというような発言をして、それで終わってるわけですよ、現実にはね。だから、ここの協力義務というのをもうちょっと強力に書いていくしかないわけですよ、条例でもうちょっと厳しくするんであればね、説明責任を果たしましょうということが規定されてるわけで、基本条例にはね。佐々木議員も、自分のブログであんだけ詳しく書いて、ほんで事前に説明すべきものを一切しなかった。それで、大口委員には悪いけど、弁明の機会ということで大口委員はそういう場を設けるという思いなんだろうけど、審査会の中で一切説明しなかったですよ。そういうブログで出した内容も一切言わなかったじゃないですか。だから、本当にこれでどこまで説明するか。
- 小副委員長（岡崎達義君） 前へ進めるあれになるんですけど、とりあえず規程を参考にしながらここの議員の協力義務の第7条ぐらいまでを皆さんでまとめてこん、正月の間に。
- 小委員長（佐藤 武君） 第7条ぐらいまでということは。
- 小副委員長（岡崎達義君） だから、前文と目的と。
- 小委員長（佐藤 武君） 前文、目的、議員の責務、市民の役割。
- 小副委員長（岡崎達義君） 政治倫理基準。
- 小委員長（佐藤 武君） 政治倫理基準。
- 小副委員長（岡崎達義君） それからあと、その政治倫理基準に、これは政治倫理基準は要るな。審査の請求のところに。

- 小委員長（佐藤 武君） 審査請求の中に市民の調査請求も入れるということで。
- 小副委員長（岡崎達義君） ここらあたりも。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査については審査会の設置とか。
- 小副委員長（岡崎達義君） 審査会の設置をこれは詳細は後日検討じゃけど、とりあえずたたき台みたいなものをつくらないと前へ進まないから。
- 小委員（永徳省二君） 済みません、いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） どうぞ。
- 小委員（永徳省二君） これは、私もざっと見た限りで言うと、最新の木更津がやっぱり一番新しくってよくできてると思うので、逆にこの木更津をベースにしながら話を進めたほうが私は早いと思うんですが。
- 小副委員長（岡崎達義君） 私が言うのは、規程もあったわけだから、全く規程を無視するわけにもいかないから、この規程も基準にしながら木更津のを見ながらやったほうがいいんじゃないかな。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですか。
- 小委員（永徳省二君） だから、木更津を基準にしながら、これと照合しながらうまくマッチングしてないところだけやっていったほうが早いと思うんですけど。もう一度言います。皆さんがもう一度これに基準に基づいて6件つくってきた瞬間に、恐らくつじつまというか、もうむちゃくちゃになると思います。それよりも、一点を絞ってそこから話を始めたほうが私はいいと思います。
- 小委員（治徳 義明君） 僕もそのほうが早いと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） どうしますか。
- 小委員（福木京子君） そういうことで大体決めてね。
- 小委員（治徳 義明君） 赤磐市と木更津のこう何かないのか。
- 小副委員長（岡崎達義君） 桜の木に梅が咲くような話になったらあかん。
- 小委員（治徳 義明君） 今言われてもずっと今後やっていってもほとんどが木更津。
- 小委員（福木京子君） そこを中心に。
- 小委員長（佐藤 武君） 一番新しいということもあるんで、それで木更津もいいんですけど、木更津は施行規則と条例の解説というのもあるんですよ。
- 小委員（福木京子君） そうじゃなあ、解説したらわかりやすい。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、解説したら確かにわかりやすいんだけど、3本立てで行きますか。大変ですよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 施行規則までは必要です。
- 小委員長（佐藤 武君） 施行規則まではね。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 施行規則まではつくったほうがいい。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、施行規則を含めて木更津の条例文を参考にしながら具体的にやりますか。

○小副委員長（岡崎達義君） そうしましょう、ほんなら。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小副委員長（岡崎達義君） 順番に分担表をつくっていただかないと、1人だけがつくるというたら大変じゃから。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小副委員長（岡崎達義君） このままって言うわけにもいかんでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃもちろんもちろんもちろんです。

そしたら、どうしましょうか。

○小委員（福木京子君） 第16条、第17条のやつなだけで、この辺の刑確定を分けた方がえんじやなかと。

○小副委員長（岡崎達義君） これは刑法犯になった場合の、これはこれで置いておきましょうや。

○小委員長（佐藤 武君） 置いときましょう。

○小副委員長（岡崎達義君） じゃから、審査結果の措置ぐらいまでかな。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。審査結果の措置まで、第16条、木更津でいけばね。第16条ぐらいまでをほいじゃあ分担しますか。

○小委員（福木 京子君） どういうふうに分担するん。

○小副委員長（岡崎達義君） 手を挙げて、誰か。私はここをします。

○小委員（福木京子君） 何条かって。

○小委員（大口 浩志君） ごめんなさい。ちょっと思い出したのが、報告書が出たじゃないですか。中身がおかしいという議論があったのは皆さん何となく思い出していただけたと思いますけど。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理審査会の。

○小委員（大口 浩志君） 審査会の報告書自身がおかしいんだから、それに基づいて何かをするのはおかしいという論法が出たじゃないですか。それに対する何か措置はなくてもいいんですか。

○小委員（福木京子君） いや、だから本会議で具体的には原田議員がおかしいと言うた、間違うとると。

○小委員（大口 浩志君） 内容は、報告書がおかしいのにそれに基づいていろんなことをするのはおかしいという。

○小委員（治徳 義明君） 主観的な話。

○小委員（福木京子君） その人の考え。だけど、みんなは報告書をきっちり委員会が確認し

て決めて議長に提出したっていうだけ。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃそうだ。

○小委員（大口 浩志君） あれはほんなら勝手に言ようられたということで。

○小委員（永徳 省二君） そういうことです。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃもちろんもちろんもちろん。

○小委員（福木京子君） そりゃそうです。一字一句確認をして言っとんだから。

○小委員（永徳 省二君） それは議員の言葉です。

○小委員（治徳 義明君） 当事者が言われた。

○小委員（福木京子君） いや、だから自分のことを書かれとるところはおかしい。

○小委員（治徳 義明君） 自分のことを書かれとるからおかしいという主張。

○小委員（福木京子君） 反論じゃ、そりゃ本人の。

○小副委員長（岡崎達義君） これをつくって皆さんに見てもらわんといけんわけじゃから、じゃから1人が大体3条ずつぐらい。いや、基本条例のときもそういうふうにしたんよ、分担な。

○小委員（福木京子君） 前文から。

○小副委員長（岡崎達義君） 分担にしたんじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 全部で17ぐらいを、だから。

○小副委員長（岡崎達義君） 集めて、そんでその中でみんなでここはこうしょう、あそこはこうしょう、ここはこうじゃないかっていうふうに検討した。そのほうが早いんじゃ。

○小委員（治徳 義明君） 3条だったらできるじゃろう。

○小委員（福木京子君） 木更津市を中心に赤磐市を見て、事務局が書きゃあええが、そしたら。

○小委員長（佐藤 武君） そうそうそうそう。

○小副委員長（岡崎達義君） 委員長はどこやる。

○小委員長（佐藤 武君） ええんですか。

○小副委員長（岡崎達義君） ええよ。

○小委員長（佐藤 武君） 皆さんいろんな難しい部分もあると思いますけど、ほんなら頭から行きますか。

○小副委員長（岡崎達義君） 頭からいこう。

○小委員長（佐藤 武君） はい。ほんなら、私は前文と第1条でもいいですか。いいですか。皆さんよろしい。

○小副委員長（岡崎達義君） よろしいよ。前文と目的ね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。目的ね、はいはい、第1条、目的。ほいじゃあ、どうしましょう、私が先にとってもよかったんかなと思いつつ、希望があれば。審査会が一番難しい

ような気がする。

○副議長（岡崎達義君） ほな、私が審査会と。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会。ごめんなさい。審査会を第何条になるん。

○小副委員長（岡崎達義君） 議員の責務と。

○小委員長（佐藤 武君） 議員の責務。

○小副委員長（岡崎達義君） 倫理基準。

○小委員長（佐藤 武君） はい。議員の責務。

小副委員長（岡崎達義君） 議員の責務と倫理基準。市民の役割も入るんじゃないな。

○小委員（福木京子君） 何条になるの。

○小副委員長（岡崎達義君） 条数はまだわからんな。

○小委員長（佐藤 武君） わからんけど、木更津でいけば第5条。

○小委員（福木京子君） 2から5まで。

○小委員長（佐藤 武君） いいんですか。2、3、4、5。

ほな、市民の役割も岡崎小副委員長でいいんですね、倫理基準もね。倫理基準、それだけど調査請求、市民の、入りまじっとるからね、これは。審査請求。そうですね。ようわかりにくいね、これは、これでいきますか。

○小委員（福木京子君） わかりやすいほうでやってください。

○小委員長（佐藤 武君） だから、この。

○小委員（福木京子君） だから、赤磐市の倫理規程で見るのか。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理規程で見る、若干ずれがあるんですよ、条例と。だから、木更津でいくという確認をとったんで、前文、第1条が私で、議員の責務、市民の役割、市長等の責務、政治倫理基準が岡崎小副委員長。それで、宣誓書の提出義務はなかったね。議員の要請に対する記録、これもなかったんだけど、あとね、就業等の報告、審査の請求ね、ほんじゃあ。審査の請求と。

○小副委員長（岡崎達義君） 審査等の適否もね。

○小委員長（佐藤 武君） 審査等の適否をじゃあどなたか。

○小委員（福木京子君） 私でしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、福木委員、審査請求と適否、福木委員で。ほんで、その後審査会の設置、設置と審査会の記録、記録も入れとかにやいけませんね。これは2つをお願いするかな。審査会の設置と記録等。

○小委員（福木京子君） 審査会の審査は。設置と審査と記録。

○小委員長（佐藤 武君） 設置と審査会の審査というのがあるけど、ああ、そうか、審査会

の設置と審査をそれじゃあお願いします。設置と審査。審査、いいですか。審査会の設置と審査、第11条と第12条。

○小副委員長（岡崎達義君） 審査の請求というのは誰が。

○小委員長（佐藤 武君） 審査の請求、審査請求は福木委員。

○小委員（治徳 義明君） 福木委員。

○小副委員長（岡崎達義君） 福木委員じゃな。

○小委員（福木京子君） 審査の請求と適否。

○小委員長（佐藤 武君） 適否。

○小委員（治徳義明君） ほんなら、第11条と第12条ですよ。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（治徳義明君） ほんなら、僕がさせてもらいます。

○小委員長（佐藤 武君） はいはい、治徳さん、はいはい。

○小副委員長（岡崎達義君） これは、条数を書かずにおつてな。

○小委員長（佐藤 武君） はいはい、もちろん。

○小副委員長（岡崎達義君） 条数を書かずに審査会の設置がどうこう書いて、審査会の審査はどうかというふうに書いてください。条数はまとめて後で議会で決めるから。

○小委員長（佐藤 武君） また後でつながんといけんの。

○小委員（福木京子君） 条数は書かんでええんじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 設置と審査。木更津でいけば11と12ね。それで、審査会の記録それから結果の通知及び公表。そうです。13、14、16、審査結果の措置。ちょっと少なくなりました。

○小副委員長（岡崎達義君） だんだんとね。

○小委員長（佐藤 武君） だんだんと。だから、どなたか前文を上げますよ。前文。

○小委員（大口浩志君） ほな、言うたから前文は俺するわ。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、ありがとうございます。前文は。

○小委員（大口浩志君） 前文のみということで。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） あと残り。

○小副委員長（岡崎達義君） それでも、目的と前文とが一緒になったらいけんから、打ち合わせしながらやらんと。

○小委員（大口 浩志君） それはたたいてもらやあええです。別に自分がつくったやつをどねんかせえというこたあねえ、たたき台ぐらいに思っいたら。

○小委員（福木京子君） だから、佐藤小委員長もね。

- 小委員長（佐藤 武君） はいはい。それで。
- 小副委員長（岡崎達義君） 治徳さんはあと残り全部。
- 小委員（大口 浩志君） 残り物に福があるって。
- 小委員長（佐藤 武君） 設置と審査。
- 小委員（福木京子君） どこまでするんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 設置と審査ですよ。設置と審査。だから、記録と。
- 小委員（福木京子君） 記録と措置。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、記録と措置。
- 小副委員長（岡崎達義君） 記録は永徳委員。
- 小委員長（佐藤 武君） うんうんうん。守秘義務は置いとく。
- 小委員（治徳 義明君） 置いとく。
- 小委員長（佐藤 武君） だから。
- 小委員（永徳省二君） 第13条と第16条、第15条の審査結果の通知及び公表は要らないんですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 項目が抜けておりました。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） ごめんなさい、その中に。
- 小委員長（佐藤 武君） ほな、第15条もいきましようか。
- 小副委員長（岡崎達義君） だから、13、15。
- 小委員（永徳省二君） 13、15、16ですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 13、15、16。
- 小副委員長（岡崎達義君） これで一応ほんならまとめていきましよう、皆さんで、お正月中に。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（福木京子君） 何日まで。
- 小委員（永徳 省二君） 黒田さん、お願いがあつていいですか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） はい。
- 小委員（永徳 省二君） これの電子データを取り寄せていただいて、あげていただくのは可能ですか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 電子データは大丈夫です。
- 小委員（永徳 省二君） お願いします。
- 小委員（治徳 義明君） ほんなら、済みません、僕も、この木更津の。
- 小副委員長（岡崎達義君） 出るじゃろう。
- 小委員長（佐藤 武君） 出るじゃろう。
- 小委員（永徳 省二君） ワードデータか何かデータをください。

○議会事務局主幹（黒田未来君） データからもう落としてるから大丈夫です。落としているのがあるので。

○小副委員長（岡崎達義君） それは、ほんなら私もそうしてください。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 送ります。

○小副委員長（岡崎達義君） そのほうが早い。

○議会事務局主幹（黒田未来君） メールアドレスを知っている方には電子メールで。

○小委員（大口 浩志君） ほんなら、俺USBにでももらえるか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） わかりました。

○小委員長（佐藤 武君） でも、これをもらってもしょうがねえもん、自分でやるしかないわな。

○小委員（治徳 義明君） こっちもあつたつけ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） あるある。データあります。

○小委員（大口 浩志君） 俺はいいです。

○小委員長（佐藤 武君） 僕もいいです。いいです。

そしたら、大体の割り振りで大変ですが、御協力をお願いしますということと、施行規則もあわせて見といてくださいね、施行規則。

○小副委員長（岡崎達義君） これにあわせてとってね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

それで、次の日程ぐらいですか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 次の日程ですが、実は1月15日が議会改革検討委員会をする予定なのです。

○小委員長（佐藤 武君） 1月15日。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。なので、議会改革検討委員会の後でよければ終了後に行けますが、時間をかけるということであれば別日を、昼からでよければ1時からとかでも大丈夫ですけど。

○小委員（永徳 省二君） 同じ日ありがたいです。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 同じ日ありがたいということであれば15日。

○小委員（大口 浩志君） 何曜日ですかね、これは。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 水曜日です、のお昼からするか議会改革検討委員会終了後にするか。

○小委員長（佐藤 武君） 終了後にしましょう。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。

○小委員（福木京子君） 早い方がいいよね。

○議会事務局主幹（黒田未来君） じゃあ、15日でよろしいでしょうか、水曜日ですけど。

- 小委員長（佐藤 武君） 終了後。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 議会改革検討委員会が10時からです。
- 小副委員長（岡崎達義君） どうしても延びるようなら御飯食べてからまたやればいい。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 終了後ということで、わかりました。
- 小委員（治徳 義明君） 15日ね。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 15日です。
- 小委員長（佐藤 武君） 15日の水曜日。
- 小委員（大口 浩志君） 議会改革ってこの日ボリュームありましたっけ。
- 小委員（福木京子君） 何があったかな。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） いえ、この間の続きだと思います。覚えてないですけど。
- 小委員（福木京子君） 議会改革のあれ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 議長の諮問のところでもとめます、議長、副議長でもとめますという話になってます。
- 小委員長（佐藤 武君） タブレットの。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） タブレット、そうですね、まとめてたんですよ。ですが。
- 小委員長（佐藤 武君） 予算。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そんなに時間。
- 小副委員長（岡崎達義君） かからんでしょう。1時間もかからんでしょう。
- 小委員（福木京子君） やっぱ取り入れるの。取り入れる方向。
- 小委員長（佐藤 武君） でしょう。
- 小委員（福木京子君） 来年から。
- 小委員長（佐藤 武君） でしょう。
- 小副委員長（岡崎達義君） 諮問、議長が諮問を出さなんだからないですもん。
- 小委員（福木京子君） 予算の関係とかいろいろなのが出てくるわな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） タブレットは、当初にはまだ入りませんから、やるとしても補正だと思うんですよ。となると、来年の後半あるいは新しい議員さんになってからというタイミングになるかと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） ですよ。
- 小委員（福木京子君） 時間はかかる。
- 小委員長（佐藤 武君） 百条も忙しいですから無理でしょう、それは。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それもあると思います。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 15日でよければ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） じゃあ、15日。

- 小委員長（佐藤 武君） 15日に開くんですが、今振り分けた部分についての。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 締め切りを設けますか。一応データでいただいたもので資料を。
- 小委員長（佐藤 武君） そうかそうか、締め切りをして、いつ、何日ぐらい事務処理が必要ですか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） データでいただいたものをまとめるので。
- 小副委員長（岡崎達義君） 1日あればできるわな、普通じゃったら。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そろえば。
- 小副委員長（岡崎達義君） そろえばね。
- 小委員長（佐藤 武君） そろえば。
- 小委員（福木京子君） だから、何日ぐらいまで。
- 小副委員長（岡崎達義君） 10日ぐらいにしとけばいいんじゃない。
- 小委員長（佐藤 武君） 10日。
- 小委員（福木京子君） 10日。
- 小委員長（佐藤 武君） 10日は金曜日だから、その後休みだし、三連休ですからね。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 三連休です。
- 小委員長（佐藤 武君） 9日、10日。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 13日が休みですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 1日、中1日しかないんで大変だから。
- 小副委員長（岡崎達義君） 9日ぐらい。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そうですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 9日だといいいですか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） はい。大丈夫です。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。ほな、9日までの。
- 小委員（福木京子君） 1月9日。
- 小委員長（佐藤 武君） そうです。1月9日の木曜日、ほんで事務作業としては本当に事務局が金曜日と火曜日の2日しかありませんので、9日の締め切りを守ってください。
- 小副委員長（岡崎達義君） 百条はまだ日程は入ってないん。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） ないです。また調整をさせてください。
一旦終わってから話をしましょう。
- 小副委員長（岡崎達義君） 1回目は最初の百条のあれの資料を持って来るから、皆持つとるから。
- 小委員長（佐藤 武君） それから、これは岡崎小副委員長、本があったんですね。これは、政治倫理条例の全てということで公人の友社から出てます。値段は2,200円プラス税とい

うことで、皆さん今後のためにも読んでいただければなと思うんで、政務活動費で落とせませうと。

○小委員（治徳 義明君） 落とせるん。

○小委員長（佐藤 武君） 落とせませうよ、そりゃあ。それもこうい。

○小委員（福木京子君） まとめて。

○小副委員長（岡崎達義君） 俺は要らない。

○小委員長（佐藤 武君） 領収書は個人で出してくれる。

○議会事務局主幹（黒田未来君） それはもちろん。

○小委員（福木京子君） 買ってもらいたいけど。

○小委員長（佐藤 武君） どうしよう。

○議会事務局主幹（黒田未来君） まとめて買ったほうがいいですか。

○小委員（福木京子君） 私は欲しい。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、私も、1、2、3、要らない、3冊。これは書籍でも売ってるんですかね。

○小副委員長（岡崎達義君） いや、売ってないでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 売ってないよなあ、公人の友社。

○小委員（大口 浩志君） まとめて買うたほうが。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 落とせない、そうですね。個人で買っていただいたほうがいいとは思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） そんなことはないですよ、個人で買っててもそりゃあ。

○小委員（治徳 義明君） じゃあ、個人で買うのはええんじゃけど。

○議会事務局主幹（黒田未来君） ただ、別々に支払いが。

○小委員（治徳 義明君） まとめて買ったやつを政務活動費では落とせませんみたいな。

○小委員長（佐藤 武君） もう一度。

○小委員（大口 浩志君） たまたま便宜上買うのがまとめるだけで個人で買おうとそれは落ちる。別にここは委員会が買うんじゃねんじゃけえ。

○小委員（治徳 義明君） いやいや、広報でまとめて何か買うたんですって、だめですよ、それは。

○小委員（大口 浩志君） だから、広報委員会として買うたからじゃねん。

○小委員（福木京子君） じゃから、個人が買うようにせにやいけん。

○小委員（治徳 義明君） じゃけえ、要は個人で買う。

○小委員（福木京子君） だから、個人で買うんで、まとめて。

○小委員長（佐藤 武君） もちろんもちろん。

○小委員（福木京子君） 取りまとめをしてもらわにやいけん。

○小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。

○小委員（福木京子君） 個人で買う。

○小委員長（佐藤 武君） ええですか、また。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 3冊。

○小委員（福木京子君） お願いします。

○小委員長（佐藤 武君） 3冊。ほいじゃあ、2,200円プラス10%の税で、また言ってもら
うんで。

○小副委員長（岡崎達義君） ページ数が少ないから一日で読めるじゃろ。

○小委員（福木京子君） ああ、そうなん、はいはいはい。

○小委員長（佐藤 武君） あと、ほかにその他ありますか。何かありますか。ないです
か。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、小委員会はこちらをもって閉会します。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時55分 閉会